



松浦町の人口(3月1日現在)
男性 953人 女性 1,010人
合計 1,963人 (前月比 -5人)
全世帯 894世帯



左の QR コードを読み
とるとカラー版をご覧
いただけます。

発行 松浦コミュニティセンター ☎26-2001

カラー版は 松浦コミュニティセンター で検索

令和7年度まちづくり運営協議会活動報告

地域振興部会



《観光振興事業》

- 「馬ノ頭水利施設」視察の受け入れ
・2団体43名の視察を受け入れました。

○松浦フットパスの実施

- ・新規フットパスを策定し、コースチラシ
を作製、町内外の33名の参加で実施し
ました

《松浦町イメージアップ事業》

- 松浦町イメージキャラクター「松まるくん」の活用
によるPR事業

- ・「松まるくん」の絵が入った案内看板を製作・設置
しました

《空き家片付け事業》

- 町内の空き家の片付けを行い、空き家活用を促進する事業
・空き家片付け隊 13名の登録 初年度で活動実績なし



教育文化部会



《松浦塾(おたっしや教室)事業》

- 高齢者支援事業として、年3回開
催、延べ79名の方が参加しました。

- ・交通安全教室・ガンバルーン体操
・高齢者に多い病気について



《松浦町誌活用事業》

- 松浦散策マップの活用を目
的として、町内2か所に史跡等
説明看板の設置を行いました。

- ・観音堂(宿分)
・六体地蔵(中通)



《家読推進事業》

- 松浦保育園、東陵学園への
図書購入費助成

- 「お話サロン」・絵本を通
じ、園児と高齢者の交流

- 「家読フェスティバル」・・・
実践発表、ゲスト発表

4月の行事予定

6日(月) 合同監査会・・・松浦コミュニティセンター	13:30
9日(木) 民生児童委員会・・・	// 10:00
9日(木) スポーツ協会総会・・・	// 19:00
10日(金) 定例区長会・・・	// 15:00
16日(木) まちづくり常任委員会・・・	// 19:00
21日(火) 子ども会幹事会・・・	// 18:30
23日(木) 女性委員連絡会・・・	// 19:00
26日(日) 町民ミニバレーボール大会・・・東陵学園体育館	8:30

4/6(月)～15(水)は春の交通安全県民運動です

4月より16歳以上の自転車の交通違反に「反則金」が科されます。

携帯電話使用(保持) 12,000円、信号無視 6,000円

逆走(右側通行) 6,000円、一時不停止 5,000円・・・など

○自転車は車道通行が原則です。左側を通行しましょう。



まちづくり運営協議会主催の入札会結果のお知らせ

2月2日から27日にかけて実施しました、まちづくり運営協議会が所有する物品の入札会につきまして、総額79,620円の落札をいただきました。

ご参加いただきました皆様、誠にありがとうございました。

落札金につきましては、まちづくり運営協議会の運営費として活用させていただきます。

松浦町明るいまちづくり推進基金へご寄付をいただきました

ありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

金一封

■中島 美代子 様【亡夫 徳雄 様(中通)の香典返しとして】

■小林 弘典 様【亡母 チヅ子 様(下分)の香典返しとして】

コミュニティセンター職員異動のお知らせ(4月1日付)

退職

【会計年度任用職員】中村 陽子
大変お世話になりました。

新任

【会計年度任用職員】川崎 恵子
よろしくお願いたします。

伊万里市美術展作品募集のお知らせ

●出品資格 市民、市内在勤者、市内のクラブなどで活動している中学生以上の人 ※【書】の部門は年齢制限なし

●出品料 無料

●出品方法 下記のとおり、生涯学習センターへ出品申込書を提出してください。

●申込期間 ○前期【絵画】 4月27日(月)～5月 8日(金)
※土日・祝を除く

○中期【書】 5月11日(月)～5月15日(金)

○後期【写真・工芸】 5月18日(月)～5月22日(金)

※搬入日などを記載した募集要項・出品申込書は、市ホームページからダウンロードできるほか、生涯学習センターや各コミュニティセンターにあります。

●会 期 ○前期【絵画】 5月12日(火)～5月17日(日)

○中期【書】 5月19日(火)～5月24日(日)

○後期【写真・工芸】 5月26日(火)～5月31日(日)

●会 場 伊万里市民センター 文化ギャラリー

●問合先 生涯学習課 Tel 22-1262

松まるくんとキュートくんの安心生活情報

【緊急自動車通行時のご理解とご協力をお願い】

車やバイクを運転中に、サイレンを鳴らし赤色の警光灯を点灯させた消防自動車や救急自動車が近づいてきたら、進路をスムーズに譲ることができますか？



○消防自動車や救急自動車などの緊急自動車は、消火活動や傷病者の搬送など、緊急性の高い用務を行うことから、一刻も早く災害現場や医療機関に到着する必要があります。

○道路交通法においては、緊急自動車は道路の右側部分に車体の全部又は一部をはみ出して通行することや赤信号の交差点に進入できることなどの特例が認められていますが、より安全に通行するためには、一般車両の協力が必要不可欠です。

○自動車などの運転中に緊急自動車が接近してきた場合は、進路を譲っていただき、スムーズな緊急通行ができるようご協力をお願いします。



火事・救急は Tel 119番
病院当番医等のお問い合わせは Tel 22-3852